

筑豊広域都市計画土地地区画整理事業の廃止（市決定）

【計画書】

立岩・川島土地地区画整理事業を廃止する。

【現在】

事業名称	位置	面積	建築物の制限内容
立岩・川島 土地地区画整理事業	飯塚市立岩・川島地区 の一部	約 29.5ha	<p>■用途地域による建築制限 +</p> <p>■都市計画法上 53 条の建築制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造 その他これらに類する構造であること。 ・2 階以下で、かつ地階（地下）を有しないもの。

【廃止後】

事業名称	位置	面積	建築物の制限内容
—	飯塚市立岩・川島地区 の一部	約 29.5ha	用途地域による建築制限のみ

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

別紙のとおり

筑豊広域都市計画土地区画整理事業の廃止（市決定）

【理由書】

立岩・川島土地区画整理事業（29.5ha）は昭和37年7月14日に都市計画決定され、事業化に向けて地元関係者と協議を重ねてきましたが、公共減歩に対して権利者の理解が得られなかった経緯もあり、未だに事業化の見通しがたっておらず、都市計画決定の状態から事業が前進していないのが実状である。

事業化が不透明な中、長期にわたり都市計画法第53条の建築制限をかけ続けており、計画区域内の土地所有者等にとって不利益となっており、地元からの意見も出てきている。

本土地区画整理事業目的は、道路や公園などの整備により安全で快適な住環境の創出と良好な住宅地の供給にある。

しかし、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画において、「筑豊都市圏の中心的な役割を担うエリアとして、広域性の高い防災拠点施設、医療・福祉サービスの拠点施設、及びにぎわいや交流をもたらす商業施設など既存の機能集積の維持・充実」を図る中心拠点に位置付けたことから、土地区画整理事業により住宅地の供給を行う必要がなくなった。

以上の理由から、立岩・川島土地区画整理事業（都市計画決定）の廃止を行うものである。